



第132号

2012 9. 10

# ながの 社会福祉士会 NEWS

■発行：社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：関 裕 一  
 ■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館 6 F  
 TEL：026(266)0294 E-mail：hope@nacsww.com  
 FAX：026(266)0339 http://nacsww.jp/ ■編集：広報編集委員会

## 目次

巻頭言	1	高齢者虐待対応専門職チーム	
障害者虐待防止法の施行に向けて	2～3	アドバイザー 募集!	8
高齢者虐待の現場から	4～5	今後の予定	8
児童虐待の現場から	5～7	編集後記	8
委員会報告	7		

## 巻頭言

### 障害者虐待防止法の施行間近

社会福祉法人 かりがね福祉会 小林 彰

児童、配偶者、高齢者に続いて障がいのある人たちへの虐待防止のための法律がこの10月1日に施行されます。この法律の正式名称は、「障害者に対する虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」となっており、虐待が起こったときの対応よりも虐待防止や養護者への支援に重きを置いたものとなっています。

今回の法律の対象者は、①養護者（家族）、②障害者福祉施設従事者等、③使用者（事業所）の三者となっています。この内、私たち社会福祉士が多く関わっている障害者福祉施設における虐待防止について考えを述べさせていただきます。障害者福祉施設での虐待防止については、次のような取り組みが必要とされています。①事業所の理念の共有、②倫理綱領、行動規範の策定や見直し、③早期発見・早期対応の仕組み作り、④事業所内の虐待防止組織（委員会）の設置、⑤不適切な対応の改善、⑥実効性のある苦情処理体制作り、⑦ボランティアや実習生の受け入れ、⑧管理職や職員の研修、⑨支援知識・技術の向上、⑩利用者のエンパワメント支援、等々です。こうした取り組みを積極的にしていくことは、確実に障害者福祉施設の質の向上につながります。そのため、虐待防止は障害者福祉施設に携わる人たちにとって極めて重要な取り組みと言えます。

障害者虐待はいつでも起こっている、または起こり得る、といった認識が必要です。「自分たちの勤める事業所には虐待なんて起こるわけがない」と考えているとしたら、非常に危惧する状況にあるといってもよいと思います。私たち社会福祉士は、他業種を含め福祉施設において要職や重要な業務に就いています。私たちの取り組む姿勢が、周りの管理職や従事者、利用者に大きな影響を与えます。自らのアイデンティティーとして虐待を絶対許さない、見逃さない姿勢が重要です。万が一虐待が起こってしまった場合は、利用者の保護を第一にした速やかな対応が求められます。この場合、隠さない、第三者が関わるといった姿勢が大切になってきます。

10月から市町村には「虐待防止センター」が設置され、県には「権利擁護センター」が用意されます。肝心なのはそういった場所や部署が用意されることではなく、そこが真に障がいのある人たちのために機能しているかどうかです。社会福祉士として、常に利用者の側に重心を置いて、権利擁護にあたっていくことが私たちの使命だと考えています。

# 障害者虐待防止法の施行に向けて ～平成24年10月1日施行～

障がい者に対する虐待は尊厳を侵害し、また自立と社会参加に向けて虐待を防止することが重要であるため、平成23年6月17日に『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）』が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日に施行されます。

## 【対象者】 ～対象者は、障害者基本法で規定された障がい者～

○障害者基本法第2条第1号で、障がい者の定義を以下のとおりとしています。

『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』

◆ポイント！ 障害者手帳を取得していない場合や18歳未満の場合も含まれます。

## 【虐待者の定義】 ～養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による虐待を定義～

障害者虐待防止法では、

### ○養護者による障害者虐待

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの

### ○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

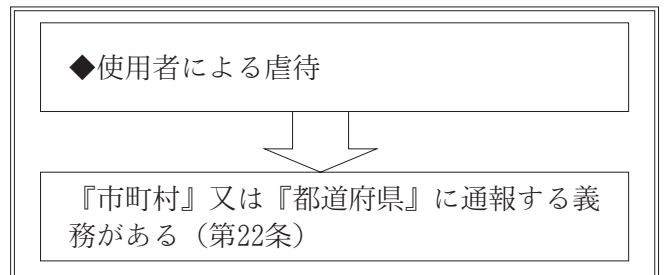
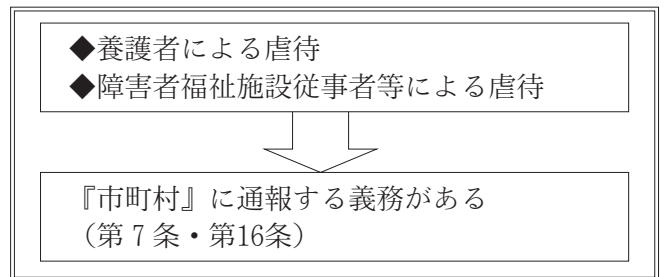
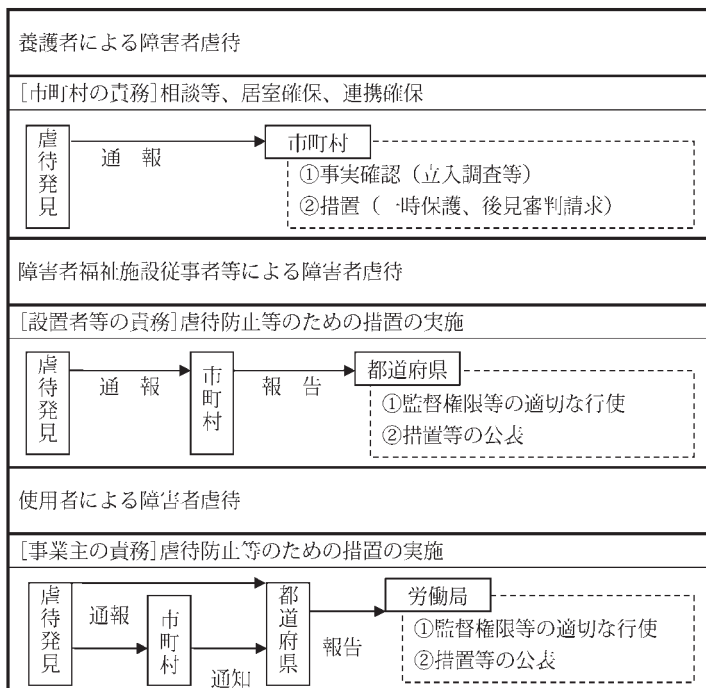
### ○使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

と3つに区分し虐待者を定義付けしています。

◆ポイント！ 障害者虐待防止法では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定し、広く虐待行為が禁止されています。

## 【障害者虐待等のスキーム】



ポイント！  
虐待の“疑い”で通報ができます  
通報は、障がい者のみならず、その養護者や従事者、使用者を救うことになるため、積極的な通報が求められます

**【虐待の定義】** ～障がい者に対して行われる虐待を定義～

○身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

○性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

○心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○経済的虐待

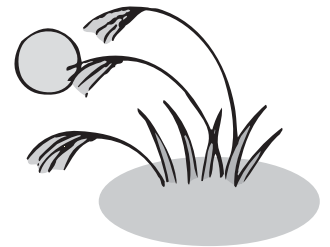
障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

○放棄・放任

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人（他の利用者）による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

◆ポイント！

- ・経済的虐待については、養護者のみならず、障がい者の親族による行為も含まれます。
- ・18歳未満の障がい児に対する養護者虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援について障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。
- ・高齢者関係施設の入所者への虐待は、65歳未満の障がい者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者への虐待は、18歳以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。
- ・使用者による障がい者虐待は、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。



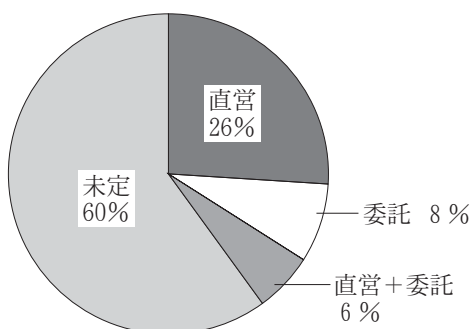
**【障害者虐待防止の体制整備状況について】**

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」平成24年3月 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 から引用

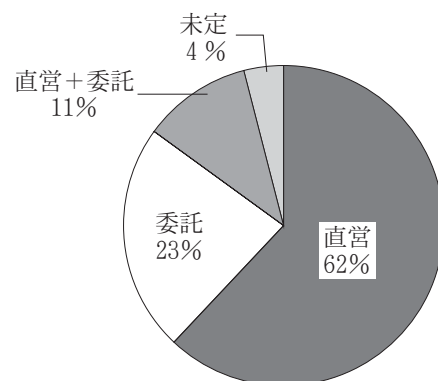
～市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター～

■厚生労働省調査（平成24年4月時点における全国47都道府県・1,738市町村（広域連合を含む）の結果（回収率：100%）

◆市町村障害者虐待防止センターの実施方法



◆都道府県障害者権利擁護センターの実施方法



※平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料より抜粋



## 「虐待対応は、専門的な知識に基づいて、適切に行うことが大事である」

福祉テラス委員会 春原伸行

先日参加した日本高齢者虐待防止学会神戸大会は急逝された同学会前理事長多々良紀夫先生の黙とうから始まりました。先生は日本社会福祉士会の高齢者虐待対応現任者研修テキスト作成にかかわり、私自身も先生に研修でご指導をいただきました。先生のご冥福をお祈りいたします。

先生は「虐待対応は、専門的な知識に基づいて、適切に行うことが大事である」ことを説いていました。そのために、地域包括支援センターの社会福祉士への研修に力を注いでおられたのだらうと思います。

長野県社会福祉士会では2009年に高齢者虐待対応現任者モデル研修を行い、その後2010年～2011年まで2年間、高齢者虐待対応現任者標準研修を行ってきました。今年度は長野県主催の研修に長野県弁護士会と協働し、独自の虐待対応研修を12月に行う予定です。

また長野県社会福祉士会では、長野県弁護士会と来年度「高齢者虐待対応専門職チーム」設置を目指して、長野県とも協議を行っているところです。

「高齢者虐待対応専門職チーム」とは、養護者による高齢者虐待対応について、市町村・地域包括支援センターの担当者が適切な対応をするための仕組みを確立するとともに、市町村・地域包括支援センターの担当者が具体的な対応を適切に実施するため、高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームがそれぞれの視点から担当者に助言を行い、対応力を高めることを目指しているチームです。

日本社会福祉士会では日本弁護士連合会とともに「高齢者虐待対応専門職チーム」を各都道府県に設置するよう高齢者虐待防止法施行の2006年より呼びかけており、2012年4月現在「設置済み」が37府県、「設置予定」が1府、「検討中」が9都道県という状況です。

今回、障害者虐待防止法が10月に施行されるにあたり、障がい者の支援をしている関係者とも連携をはかりながら、児童を含む全世代にわたり、虐待のない社会となるように福祉テラス委員会として考えて行きたいと思っています。虐待対応に対して、社会福祉士が専門的な知識に基づいて行えるよう、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

### 【高齢者虐待防止法】

平成18年4月1日より「高齢者虐待防止法（正式名：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行され、市町村を第一義責務として、虐待対応や虐待予防に向けた取組みが行なわれてきました。

### ◆長野県内における高齢者虐待の実態

#### ○養介護施設従事者等

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
虐待認定件数	1件(身体的)	0件	0件	0件
通報・届出件数	5件	4件	3件	3件

#### ○養護者による虐待

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
虐待認定件数	440件	386件	402件	488件
通報・届出件数	216件	215件	248件	320件



※長野県における虐待の推移 ※長野県健康長寿課介護支援室ホームページより引用

## ◆適切な高齢者虐待対応に向けて

### 【高齢者虐待は、高齢者に対する重大な権利侵害】

虐待を受け続けることにより、高齢者の心理状態は、虐待者に服従した生活の中で、恐怖と不安に追い込まれ、助けすら求めることもできず、安心・安全な生活が脅かされています。暴力や無視などをされ続ければ、生きる力すら奪われ、パワレス状態に陥ることもあります。

こうした虐待を受けている中では、正常な判断ができずに、救いの手が差し伸べられたとしても、助けに応じないような精神状態に追い込まれていることもあります。

高齢者虐待の対応は、まさに「非日常の中で起きている虐待を非常事態ととらえて、緊急に介入していくこと」にあります。

まずは、起きている事実を観ることが重要であり、そこから全ての虐待対応にあたる関係者が出発できなければ、虐待対応は適切に行うことはできず、高齢者の権利擁護は実現できません。

虐待対応の第一義的な責務を担う市町村は、地域包括支援センター等と連携し、虐待の生じている事実をとらえ、被虐待高齢者の置かれた状況を理解した上で、虐待対応を適切に行う必要があります。

### 【高齢者虐待対応の目的とは…】

高齢者虐待対応の目的は、『現在、起きている虐待という事実に着目し、なぜその家庭の中で、虐待が起きたのか、という背景や要因を探り、理解し、一刻も早く解消していくことが必要となります。その結果として、高齢者の安全で安心した生活を再構築していくこと』にあります。

あくまでも虐待対応は、高齢者の安心・安全な生活の再構築であり、単に家族間の調整や支援することが目的ではありません。高齢者であっても一人の人間として、誰でもその人らしい生活や生き方があり、高齢者自身の意思を十分に引き出しながら、高齢者の意思を理解し、寄り添いながら、高齢者の安心・安全な生活を取り戻していくことが必要となります。

単にやむを得ない措置で施設に入所させて支援が終結している場合や高齢者が安心して生活できる環境が整っていない中で、終結をしている場合がありますが、権利擁護の視点を持った対応が求められます。

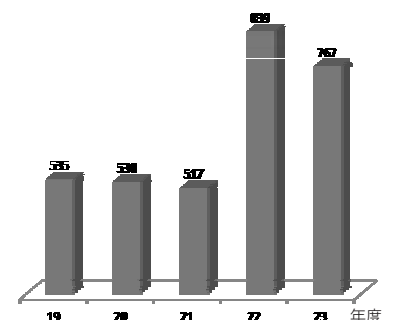
高齢者虐待防止法の施行から6年が経ち、各市町村では、経験や対応方法が蓄積され始めています。どの市町村でも標準的な虐待対応が図られ、住んでいる地域によって守られる『命』、『権利』、『尊厳』が異なることのないよう、県内の社会福祉士も含めて再度、本法律の意味や対応方法について学びを深めていきましょう！本会では、高齢者虐待対応の研修を県、弁護士会と協働で12月に実施する予定をしています。

## 児童虐待の現場から…

県内児童相談所における平成23年度の相談受付件数は4,681件で、うち虐待に関する相談は767件（図1）となっています。虐待に関する相談受付件数は年々増加し、平成17年に599件となった後、4年続けて微減傾向にありましたが、平成22年度に一転し839件と大幅に増加しました。相談件数が大幅に増加した背景として、児童虐待による痛ましい死亡事例が全国で相次ぎ、関係機関や県民の児童虐待に対する意識が高まった結果と考えられます。

平成23年度は767件と前年度から減少しましたが、平成21年度以前と比較し高水準にあると言えます。

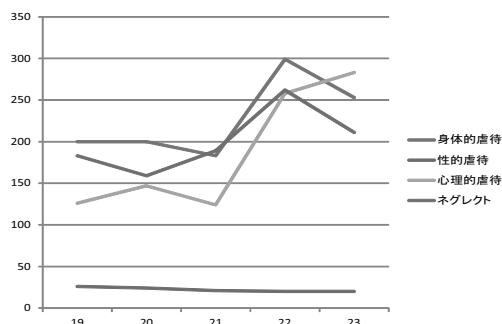
（図1）児童虐待件数の推移



児童虐待区分別の内訳（表1）は、「心理的虐待」が283件で全体の36.9%、次いで「身体的虐待」が253件で全体の33.0%を占めています。「心理的虐待」の件数が増加している理由の一つとして、子どもの面前での配偶者等による暴力（DV）について、警察をはじめとする関係機関が「心理的虐待の疑い」として児童相談所へ通告することが定着してきたことが挙げられます。

（表1）児童虐待区分別相談件数の推移（単位：件）

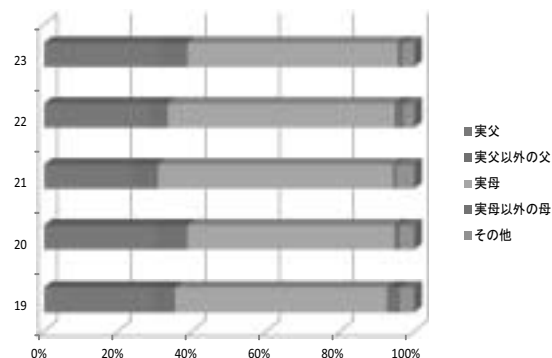
年 度	19	20	21	22	23	構成比
身体的虐待	200	200	183	299	253	33.0%
性的虐待	26	24	21	20	20	2.6%
心理的虐待	126	147	124	258	283	36.9%
ネグレクト	183	159	189	262	211	27.5%
計	535	530	517	839	767	100.0%



主な虐待者の内訳（表2）は、「実母」が453件で全体の56.7%を占め、最も多く、次いで「実父」が242件（31.6%）となっています。これらの割合は年度によって若干の変動はありますが、傾向として大きな変化はみられません。子育てに限らず、妊娠や出産などに悩みや不安を抱える母親を孤立させず、例えば母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）など妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築するとともに、市町村など関係機関が十分に連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応が求められます。

（表2）主な虐待者の推移（単位：件）

年 度	19	20	21	22	23	構成比
実 父	157	160	123	241	242	31.6%
実父以外の父	32	45	36	39	55	7.2%
実 母	306	296	328	514	435	56.7%
実母以外の母	19	8	5	21	11	1.4%
そ の 他	21	21	25	24	24	3.1%
計	535	530	517	839	767	100.0%



虐待相談対応状況の内訳（表3）は、子どもが在宅のまま支援を受ける「面接指導」が651件で全体の84.9%と大部分を占めています。また、児童福祉施設等への入所措置は82件（10.7%）となっています。

（表3）相談対応状況の推移（単位：件）

年 度	19	20	21	22	23	構成比
施設入所	69	71	66	90	82	10.7%
里親委託	2	5	3	3	6	0.8%
面接指導	436	416	415	721	651	84.9%
そ の 他	28	38	33	25	28	3.7%
計	535	530	517	839	767	100.0%



子どもにとって安心できるはずの家庭において虐待を受けることは、子どもの心に大きな影響を残してしまいます。具体的には、「周りの人に対し強い不信感を抱くため、人を信頼し愛着関係を持つことができず、誰にでも愛着を示す反面、その愛着を簡単に放棄してしまう」「怒り、不安など強い感情が生じたときの表現が爆発的な行動となってしまう、他者に手が出やすいなど衝動性が高まる」「保護者から『悪い子』というイメージを絶えず受け続けるため、自己評価が低く自信が持てなくなる」など情緒面での影響がみられるほか、最も身近な存在である保護者との間の基本的な信頼関係が損なわれてしまうことから人格形成にも大きな影響が生じ、虐待を

受けた子どもが親になったとき自らの子どもを虐待してしまう場合があることも指摘されています。

児童虐待は、育児に対する不安やストレスなど「保護者側の課題」や子どもが何らかの育てにくさを有するなど「子ども側の課題」に加え、親族や地域社会からの孤立や経済的な困窮など「養育環境の課題」が複雑に絡み合って起こります。このため虐待を受けた子どもや家庭への支援を行うためには、児童相談所のみならず、市町村福祉担当者や保健師、日常的に子どもに関わる学校や保育園・幼稚園、保健所、警察など地域における関係機関の支援ネットワークの構築が不可欠と言えます。

(松本児童相談所 雅楽川 政彦)

## 委員会報告

### 福祉テラス委員会

福祉テラス委員会では、平成24年度は孤立、虐待、貧困について4つのチームで取り組みをしています。

孤立死ゼロプロジェクトチームは春先の連続して起きた孤立死に対応し、分野を問わず会員の有志で立ち上げ、電話相談やアンケート調査等を行っています。

虐待専門職チームでは、弁護士会と高齢者虐待対応専門職チームの来年度設置を目指して県と協議をしています。

障害者チームでは、重度心身障害者シンポジウムを企画しています。

こども・家庭チームでは子どもの貧困問題について検討しています。

会員の皆さまには、委員会について質問、ご意見、ご提案をお寄せ下さい。

メール：hope@nacsw.com

件名に『福祉テラス委員会宛』とご記入ください。



### 広報編集委員会

広報編集委員会では、広報紙の発行の他、各委員会、プロジェクト、地区活動などの情報をホームページに掲載する裏方の作業をしています。

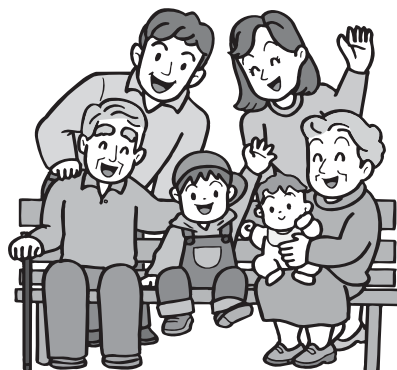
今年度は、本会のリーフレットの作成作業にも取り組んでいます。会員一人ひとりが会のことに関心を寄せられるような広報紙、ホームページの作成をしていきたいと思っておりますので、皆さまからの情報などもお寄せください。併せて、広報編集委員会に興味のある方は、事務局までご一報を！

### 研修委員会

研修委員会では、福祉実践にあたって社会福祉士として現場で求められる知識・技術の習得を図るため、さまざまな研修を企画・運営しています。特に今年度はスタートしたばかりの「認定社会福祉士制度」を視野に入れた研修内容である「基礎研修Ⅰ」の開催をはじめ、これまで以上に「会員になってよかった」と皆さんに思っていただけのような研修を開催していきたいと思っています。

また、今年度、会の県キャリア形成訪問指導事業受託予定件数が70件なのに対し、現在予約を含め36、7件お受けしています。下半期に事業所内研修を計画している会員の方は、県の補助金で講師謝礼金と交通費の負担が不要となる県キャリア形成訪問指導事業のご利用をぜひご検討ください。

なお、会でお受けできる研修内容はホームページでご確認ください。



## 高齢者虐待対応専門職チーム アドバイザー 募集！

日本社会福祉士会と日本弁護士連合会では、市町村や地域包括支援センターの虐待対応の実効性を確保するため、専門職団体としてどのような支援が可能かについて検討を行い、2006年度から「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」を各都道府県に設置する取り組みを行ってきました。

高齢者虐待防止法の施行で市町村は地域包括支援センターと共に在宅高齢者の虐待事案に対して、事実確認の措置、緊急性の判断、立入調査、保護を図るための措置などの法的責務を負っています。

こうしたことから、福祉的、法的に市町村の対応する高齢者虐待対応に助言を行うための『高齢者虐待対応専門職チームのアドバイザー（社会福祉士）』を募集します。

登録の要件は下記のとおりとなっていますので、要件に該当する方は、積極的に登録をお願いします。

### 【要件】 ※下記のいずれかに該当

○日本社会福祉士会高齢者虐待対応アドバイザー研修受講者

※こちらに該当する方は、自動的にアドバイザーに登録となります

○日本社会福祉士会又は長野県社会福祉士会主催による高齢者虐待対応標準研修修了者で、本アドバイザー派遣に関わる検討会や会議に出席し、日本社会福祉士会で開講される高齢者虐待対応アドバイザー研修の受講をしていただける方

### 【登録方法・締切日】

○平成24年10月1日までに事務局まで、FAX又はメールにて、『高齢者虐待対応専門職チーム アドバイザー登録』と記載の上、氏名、所属、連絡先を明記し、登録をお願いします。追って担当者からご連絡をいたします。

## 今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacsw.jp/>) をご確認ください。

日程	時間	場所	内容
9月15日(土)	15:30~17:00	伊那市福祉まちづくりセンター	上伊那地区成年後見連携学習会 (学習会終了後、懇親会あり)
9月17日(月)	9:30~12:00	塩尻総合文化センター112学習室	ぱあとなあ地区運営委員会
9月21日(金)	19:00~21:00	茅野市社協3階会議室	学習会「認定社会福祉士とは？」
10月6日(土)	9:00~15:30	長野大学	社会福祉士試験全国統一模擬試験 (※試験終了後、受験対策講座を開催予定)
10月13日(土)	13:00~16:00	塩尻総合文化センター大会議室	ぱあとなあ全体会「専門職後見人活動の倫理」 (講師 齋藤憲磁氏(日本社会福祉士会成年後見委員会))
10月20日(土)	14:30~16:30	長野市ふれあい福祉センター2階	北信地区学習会 ※懇親会あり
11月17日(土)		長野大学	実習指導者フォローアップ研修
12月7日(金)	9:00~17:00	塩尻市	高齢者虐待対応標準研修
12月13日(木)	9:00~17:00	塩尻市	高齢者虐待対応標準研修
12月23日(日)	10:00~17:00	長野大学	基礎研修I集合研修(後期)

## 編集後記

「障害者虐待防止法」が10月1日に施行されるのに併せて、高齢者、児童の虐待防止法についても今回のNEWSでは会員の寄稿により取り上げられています。

私たち社会福祉士は当然本人の権利擁護を念頭に支援するわけですが、ときによってはそんなつもりではなかったとしても権利侵害から虐待につながることもあるかもしれません。

『原点に立ち戻る』福祉職を目指したあの熱い心を持ったあの頃に、『学んだことを思い返す』必死になって勉強したがむしゃらだったあの頃に。

忘れてはならない、誰のために働こうと思ったのか。日々の忙しさを理由にしてはならないと改めて感じた、今回のNEWSでした。

(1)